

秋田県 I C T活用モデル工事（法面工）実施要領（実施編）

1. I C T活用モデル工事（法面工）

1-1 概要

I C T活用モデル工事（法面工）とは、施工プロセス全ての段階において、以下に示す I C T施工技術を全面的に活用する工事である。

1-2 I C T活用工事における法面工

次の①②④⑤の段階で I C T施工技術を活用することを I C T活用施工というほか、I C T活用施工（法面工）を「I C T法面工」という略称を用いることがある。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

1-3 適用範囲

この実施要領（実施編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

1-4 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T活用モデル工事とする。

また、法面工の関連施工として I C T土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T活用とする。

I C T土工等の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K-G N S Sを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-4 ①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成は I C T土工と合わせて行うが、I C T法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工
法面工においては該当無し

④ 3次元出来形管理等の施工管理
法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～10)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議することとする。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領(案)による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-4④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

《表－１． ＩＣＴ施工技術と適用工種（その１）》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
３次元起工測量／ ３次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、③、⑪ ⑫、⑬	
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、④、⑭	
	TS 等光波方式を用いた起工測量／出来形計測 技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑥	
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑦	
	RTK－GNSS を用いた起工測量／出来形計測技 術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用い た起工測量／出来形計測（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用い た起工測量／出来形計測（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑩	
	３次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	②、⑤	

【関連要領等一覧】	①	３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	②	３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
	③	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤	３次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑥	TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦	TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧	RTK－GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑪	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫	公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑬	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑭	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能　－：適用外

《表－１． ＩＣＴ施工技術と適用工種（その２）》

秋田県マニュアル
ICT活用工事(土工)の手引き 共通編
ICT活用工事(土工)の手引き 地上型レーザースキャナ(TLS)を用いた出来形管理編【受注者向け】
ICT活用工事(土工)の手引き 空中写真測量(UAV)を用いた出来形管理編【受注者向け】
ICT活用工事(土工)の手引き 地上型レーザースキャナ(TLS)を用いた出来形管理編【発注者向け】
ICT活用工事(土工)の手引き 空中写真測量(UAV)を用いた出来形管理編【発注者向け】
ICT活用工事(土工)施工計画書作成の手引き 記載例
施工計画書チェックシート
ICT活用工事(舗装工)の手引き 共通編
ICT活用工事(舗装工)の手引き 地上型レーザースキャナ(TLS)を用いた出来形管理編【受注者向け】
ICT活用工事(舗装工)の手引き 地上移動体搭載型レーザースキャナ(MLS)を用いた出来形管理編【受注者向け】
ICT活用工事(舗装工)の手引き 地上型レーザースキャナ(TLS)を用いた出来形管理編【発注者向け】
ICT活用工事(舗装工)の手引き 地上移動体搭載型レーザースキャナ(MLS)を用いた出来形管理編【発注者向け】

※これらによる場合、必ず最新の国基準等を確認して使用してください。

1－5 ICT活用モデル工事の対象工事

ICT活用モデル工事の対象は下記（１）～（３）に該当する建設工事とする。

（１）対象工種・種別

ICT活用モデル工事の対象は、設計書の工事工種体系における下記の工種及び種別とする。

１） 植生工：（種子散布）

（張芝）

（筋芝）

（市松芝）

（植生シート）

（植生マット）

（植生筋）

（人工張芝）

（植生穴）

植生工：（植生基材吹付）

（客土吹付）

吹付工：（コンクリート吹付）

（モルタル吹付）

吹付法枠工

落石雪害防止工

（２）適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（３）対象規模

ICT活用モデル工事（法面工）の対象規模は、1－5（１）対象工種を条件とし、数量は規定しない。

2. ICT活用モデル工事の実施方法

ICT活用工事の発注は、下記の（１）～（２）によるものとするが、工事内容及び地域におけるICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

（１）発注者指定型

秋田県ICT活用モデル工事实施要綱第3条（１）に定めるとおりとし、発注方針等は別途定める。

(2) 受注者希望型

秋田県 I C T 活用モデル工事实施要綱第 3 条 (2) に定めるとおりとし、発注方針等は別途定める。

3. I C T 活用モデル工事实施の推進のための措置

3-1 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

4. I C T 活用モデル工事の導入における留意点

受注者が円滑に I C T 活用施工を導入し、I C T 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

I C T 活用施工を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領（表 1 【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

(1) I C T 活用モデル工事の導入初期段階においては、従来基準による 2 次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

(2) 発注者は、詳細設計において、I C T 活用施工に必要な 3 次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、I C T 活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する 3 次元設計データに 3 次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する 3 次元設計データと 3 次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

4-3 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（秋田県）及び「秋田県 I C T 活用モデル工事（法面工）実施要領（積算編）」に基づく積算を実施するものとする。受注者が、法面工以外の工種に関する I C T 活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、また、法面工についても I C T 活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、I C T 活用施工の実施に関わる項目については、下記に基づき積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

・秋田県 I C T 活用モデル工事（法面工）実施要領（積算編）

なお、I C T 活用について協議を行う際には、「1-2①②④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

また、現行基準による 2 次元の設計ストック等により I C T 活用モデル工事を発注する場合、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、設計変更するものとする。

(2) 受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（秋田県）（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により I C T 活用施工を実施する場合、I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記に基づき積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

・秋田県 I C T 活用モデル工事（法面工）実施要領（積算編）

なお、I C T 活用について協議を行う際には、「1－2①②④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

また、現行基準による 2 次元の設計ストック等により I C T 活用モデル工事を発注する場合、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、設計変更するものとする。

附 則(令和2年9月8日技管－296)

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年9月9日技管－330)

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日技管－548)

この実施要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月14日技管－449)

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月11日技管－411)

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。